優経通信

2022年3月号 VOL, 122





少しずつ暖かくなり、春を感じられるようになりましたね。

コロナウィルスの感染対策を・・・と思っていたら、ロシアがウクライナに軍事侵攻を続け、平和への糸口が見いだせないまま、たくさんの大切な命が失われているのに、心が痛みます。遠い国の出来事ではなく、何ができるのか考えて行動できたらと思います。

教育資金の非課税特例について…終了まで1年?・・・

子や孫1人当たり1500万円を非課税で引き継げる「教育資金の一括贈与特例」が来年3月に期限を迎えます。この特例は、子や孫の数だけまとまった額の相続財産を減らす節税効果があるため、**富裕層を中心に**利用件数が増加している制度になります。期限は、延長されてきたものの、22年度税制改正大綱では、家庭内の資産移転に税を課さない点が、格差の固定化につながっていると問題視され、「不断の見直しを行っていく」と制度の終了や縮小が示唆されました。教育資金の一括贈与の特例の概要は、下記の通りとなっています。

非課税枠	1500万円まで
贈与対象	30未満の子・孫(所得1000万円以下)
贈与方法	銀行に専用口座を開設
申告方法	口座を管理する銀行が行う
契約終了時	子・孫が30歳時点で使い残している分に贈与課税
相続発生時	23歳以上かつ学生ではない場合に限り残額を相続財産に加算(孫・ひ孫は2割加算)
適用期限	2023年3月31日

教育資金とは・・・

【学校等に対して直接支払われる次のような金銭】

- ・入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は、入学 (園) 試験の検定料など
- ・学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
- ・通学定期券、留学のための渡航費等

【学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの(500万円を限度)】

- ・役務提供又は指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの
- ① 教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務提供の対価や施設の使用料
- ② スポーツ (水泳、野球など) 又は文化芸術に関する活動 (ピアノ、絵画など)
- その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など 3 役務提供又は指導で使用する物品の購入に要する金銭
- ・上記以外(物品の販売店など)に支払われるもの

なお、23歳に達した日の翌日から、次の費用は除かれます。

- ・教育に関する役務の提供
- ・スポーツ・文化芸術に関する活動等の指導の対価
- ・上記に係る物品の購入費及び施設の利用料

気を付けたいのは、教育資金の使い残しです。原則として 受贈者が30歳に達すると教育資金の残高には、贈与税が 発生します。そのため、受贈者が30歳に達するまでに贈与した 資金を使い切れるかどうか、検討しておく必要があります。 また、贈与者が途中で、死亡した場合には、相続財産に加算 (上記表参照) されるケースもあります。

-ロメモ 教育資金特例を利用する前に

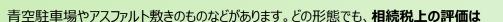
教育資金の贈与はもともと非課税です・・・ 国税庁が税についての質問に答えるタックスアンサーによれば、「夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるもの」については、贈与税はかからないとされています。もちろん祖父母から孫への援助も含まれています。

贈与税が非課税となる条件は、「必要な都度直接これらに充てる」ことで、こうした贈与は「都度贈与」と呼ばれています。都度贈与の非課税額の上限は明確に定められているわけでは、ありませんが、「一般的な金額(大学費用なら400万円前後)を超えない範囲がひとつの目安になる」そうです。

相続・贈与のQ&A

【貸付用の駐車場の評価について】

貸付用の駐車場には、土地の所有者が自ら駐車場業務を行っている場合と、土地を事業者に 貸し付けて、その事業者が駐車場業務を行っている場合があります。まず、駐車場の敷地には、





自用地評価になります。駐車場の賃貸借契約の場合は、その土地で、車を保管することを目的としているため、土地そのも のを目的とした賃貸借契約とは、本質的に異なると考えられるためです。ただし、貸アパート等の住民専用の駐車場用地に 関しては、貸家建付地として、アパートの敷地と一体の評価をすることができます。

土地の所有者自らが駐車場業務を行っている場合は、経営に必要な機械やアスファルト舗装などの「構築物」があれば、 「小規模宅地の特例」を適用できるため、相続税を計算する際の評価額が大きく変わります。白線を引いただけや、ロープを 張っただけの青空駐車場は、認められません。

土地を事業者に貸し付けて、その事業者が駐車場業務を行っている場合は、土地の賃貸借になります。その業者が、車 **庫等の施設を立て、駐車場業務を行う場合は、賃借権の価額を控除した金額によって評価します。実務上は、賃借権の** 残存期間に応じた控除割合を使用するケースがほとんどです。この場合も、駐車場業者が、施設を設置しているため要件を 満たせば小規模宅地等の評価減が可能です。

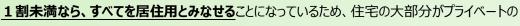
「小規模宅地の特例」によると、貸付用の駐車場の評価額を更地の5割に減額できます。評価減できる面積の限度は、 200 ㎡となっています。なお、小規模宅地の特例で減額できる割合と限度面積は、「居住用」や「貸付事業用以外の事業 用」の土地と比べ、最も低くなっています。居住用なら330㎡まで、貸付事業用以外の事業用なら400㎡まで土地の評価 を8割減額できます。

【婚姻 20 年以上の住宅贈与の特例】

結婚して 20 年以上の夫婦間で行われる住宅の贈与は、贈与税の基礎控除 110 万円とは別に、

2000 万円までは贈与税が課されない特例の対象となっています。居住用の住宅が対象となります。

ただし、贈与する不動産が、店舗併用住宅の場合でも、建物全体に占める店舗部分の割合が、



スペースであれば、店舗部分も含めて 2000 万円まで非課税になります。

また、店舗割合の大きい店舗併用住宅については、居住用の部分から先に贈与したものとして算出するします。

たとえば、店舗併用住宅の金額が3000万円で店舗部分が全体の3分の1とすると、居住用の部分に相当する2000万 円を先に贈与したものとして計算するので、2000万円の非課税をフルに使えることになります。

ご興味がある方は、ご検討ください。

☆健康保険料・介護保険料の改定☆

令和4年3月分(4月納付分)から協会けんぽの健康保険料率 と介護保険料率が改訂されます。健康保険料は都道府県によっ て異なりますので、協会けんぽのHPでご確認ください。



弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開し ております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載し ておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。<■

優経税理十法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階 TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458



いつでもお気軽に お問い合わせください。 スタッフ一同、心よりお 待ちしております。

